在日外国人と生活保護

2013 年 5 月 13 日(月)

瀧川裕英　法哲学ゼミ

阿部　河西　西村(五十音順)

【外国人への生活保護の支給】

・1946 年の旧生活保護法ではすべての在住者を生活保護の支給対象としていたが、1950 年に行われた改訂で**国籍条項**が加わった。

【生活保護法】

第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条 に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての**国民**に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条　すべて**国民**は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

・生活保護法の国籍条項は、1989 年の塩見訴訟の最高裁で合憲判決が出されている。そのため、生活保護の支給対象は日本国籍を持つ者に限定され、本来外国人は含まれない。

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解される。したがつて、法八一条一項の障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである。

（H1.3.2　第一小法廷判決　昭和６０年（行ツ）第９２号　行政処分取消請求上告事件（塩見訴訟）　判例時報１３６３号６８頁 塩見訴訟より引用）

⇒しかし、1954 年、当時の厚生省が発行した通知により、外国人に対しても**慣例的に**日本国民と同じ条件で生活保護を給付している。

【昭和２９年５月８日付、社発第３８２号厚生省社会局長通知】

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存ずるが、今般その取扱要領並びに手続きを下記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。

１　生活保護法（以下単に「法」という。）第１条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて左の手続きにより必要と認める保護を行うこと。

但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続きを履行する暇がない場合には、とりあえず法第１９条第２項或いは法第１９条第６項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続きを行って差し支えないこと。

【在日外国人　国籍別(出身地別)、男女別　統計】

国籍（出身地）	総　数		
		男	女
総 数	2,078,508	945,153	1,133,355
ア ジ ア	1,653,679	700,078	953,601
ヨーロッパ	58,427	34,943	23,484
アフリカ	11,972	9,301	2,671
北米	63,250	41,945	21,305
南米	277,220	149,398	127,822
オセアニア	12,860	8,943	3,917
無国籍	1,100	545	555

「平成 23 年末現在における外国人登録者数は，前年に比べ，5 万 5671 人（2.6%）減少。外国人登録者の我が国総人口 1 億 2773 万人に占める割合は，前年に比べ 0.04 ポイント減少し，1.63%となった。」

(参考：法務省　登録外国人統計 2011 年度)

【在日外国人　永住者並びに定住者人口・割合】

在留資格	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	構成比(%)	対前年末増減比(%)
総数	2152973	2217426	2186121	2134151	2078480	100	-2.6
永住者	869986	912361	943037	964195	987519	47.5	2.4
定住者	268604	258498	221771	194602	177981	8.6	-8.5
日本人の配偶者	256980	245497	221923	196248	181616	8.7	-7.5

(参考：法務省　登録外国人統計 2011 年度)

【生活保護　被保護世帯数】

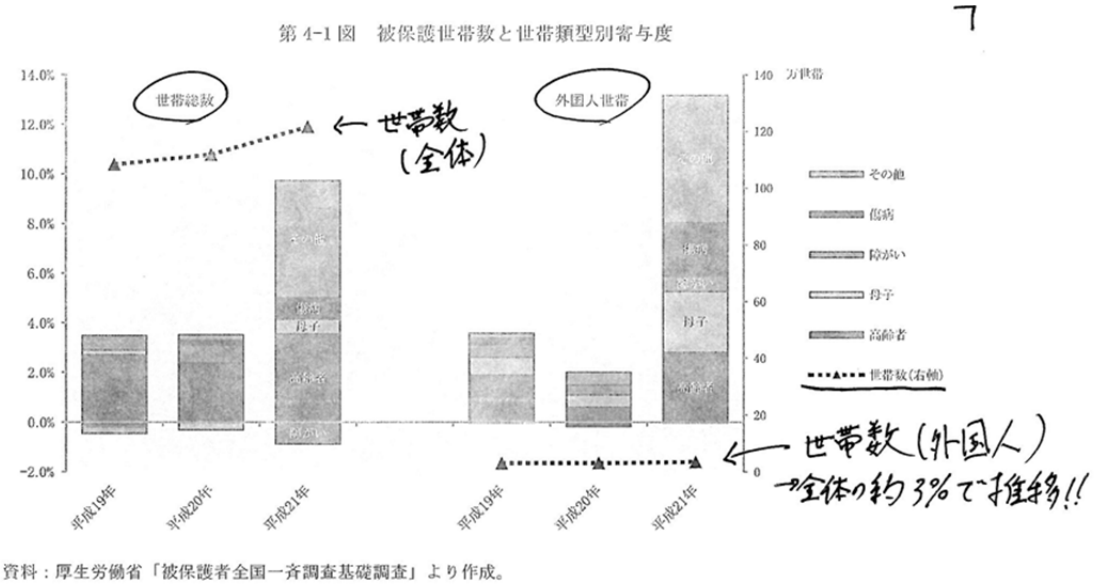

資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査基礎調査」より作成。

<u>H21 年度外国人の保護世帯数は 3 万 5 千世帯、全保護世帯数に対して 3%の割合で推移</u>

Business Labor Trend 2011 年 2 月号　労働政策・研究機構

【生活保護制度　外国人利用実態(人員別調査)】

年次	全体保護人員数	非日本国籍人員数	率(%)
2005年	1475838	46953	3.18
2006年	1513892	48412	3.2
2007年	1543321	49839	3.23
2008年	1592620	51441	3.23
2009年	1763572	60956	3.46
2010年	1952063	68956	3.56

(参考)厚生労働省　平成 23 年厚生統計要覧第 3 篇第 1 章　生活保護統計

【生活保護を問う】外国人受給世帯４万超　２２年に最多更新

今年度の生活保護費が当初予算で３兆７千億円に達し、不正受給に対する厳罰化など給付適正化の議論が進む中、**生活保護を受けている外国人の世帯が４万世帯を超え、過去最多を更新したとみられる**ことが３０日、厚生労働省への取材で分かった。日本に永住、在留する**外国人**の数は横ばい傾向だが、新たに生活保護を受ける外国人世帯は増加している。厚労省によると、平成２２年７月現在、外国人の生活保護受給世帯は４万２９世帯で、前年同期約５千世帯増加した。

[産経新聞 2012 年 10 月 01 日　東京朝刊　社会面]

【諸外国との比較】

〇生活保護支給額の GDP に占める比率

日本 0.3%

アメリカ 3.7%

イギリス 4.1%

ドイツ 2.0%

フランス 2.0%

（OECD 加盟国の平均は 2.4%）

〇受給者の人口に占める比率

日本 0.7%

アメリカが 10.0%

イギリスが 15.9%

ドイツが 5.2%

フランスが 2.3%

（OECD 加盟国の平均は 7.4%）

【日本】

外国人受給要件：永住者、日本人の配偶者など、永住者の配偶者など、定住者などの日本国への定着性が認められる外国人に対して、予算措置という形で保護費の支給を実施。

・男性が 25 歳から 80 歳まで生活保護を受け続けた場合、扶助費総額にあわせ、働いた場合の税金や社会保険料の国と地方の逸失額を合算すると最大で 1 億 5 千万円を超えることも明らかになっている。物価下落を勘案して 2013 年 8 月から 3 年程度で扶助費の額を段階的に見直す予定。

・諸外国公的扶助制度と比較した場合の 30 代単身世帯所得保障水準では、比較対象のスウェーデン、フランス、ドイツ、イギリス、日本の 5 カ国中、最高水準の額である。スウェーデン、フランスに対しては、日本では約 2 倍の所得保障水準となっている。

【フランス】

外国人受給要件：生活保護を受けるための条件は、収入が一定金額以下であるということのみ(収入とは労働収入、家賃収入、国からの手当てを指す)。お金もちの親戚がいようと、そんなことは一切無関係。親は子供の経済状態に関係なく生活保護を申請する。外国人であるということも関係ない。

【イギリス】
外国人受給要件：外国人は、相当長期間居住することが受給要件となった。職業に対する素質や継続の可能性、居住期間、イギリスに来た理由、本来の目的と将来的な見通しの確認を行う。また、出生証明書、旅券又は身分証明書を保有することが必要となっている。
・一定の条件を満たせば、イギリスで各種生活保護（ベネフィット）を受ける事ができます。日本に比べて生活保護の範囲が広く、厚いです。付与率も非常に高く、不況時に生活保護家庭になり、そのままその位置に安住してしまう家庭も多い。

【ドイツ】
外国人受給要件：在独外国人・移民には、ドイツでは税金及び年金を最低 17 年収めれば「受給資格」が生まれます。
ドイツの生活保護法は「ハルツ・フィアー（Harz IV）」と呼ばれるもので、受給対象者は初めに手持ちの不動産や車、金目のものはすっかり売却することになる。そして、月額３６０ユーロ前後が政府から支給される。住居は政府が指定した場所に無料で住む（言い換えれば、住居を選ぶ権利は受給者にはない）。電化製品や家具、洋服は寄付や中古品でまかなう。だから月額支給される３６０ユーロはだいたい食費に消える計算である。
日本で今熱い話題と同じで、直系の親子（１親等）が金銭的に余裕がることが証明されれば生活保護は支給されないしくみである。

【アメリカ】
外国人受給要件：生活保護制度を利用出来るのは、アメリカ国民だけ。在米外国人は永住権を持っていても適用外
日本の生活保護のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。
わが国の生活保護に類似した制度は、アメリカで「貧困家庭一時扶助」と呼ばれる。
独身で約 8,000 ドル（64 万円）以下、
夫婦で子供二人の家族なら約 16,000 ドル（128 万円）以下の年収なら申請出来る。
給付額：３人家族で月額 200 ドルから 1000 ドル（1 万 6 千円から 8 万円）くらい
その上、週に 30 時間の職業訓練やボランティア活動が義務づけられている。
しかもこの TANF の受給は有期限で最長 60 ヵ月だ。5 年たったら、ばっさり打ち切られる。
厳しいようだが、「福祉より自立」の精神が徹底している。

フードスタンプ：農務省が生活困窮者に配る、食料品だけ買える金券。
貧困である限り貰えるが、金額に換算すると、３人家族でせいぜい月額 200～300 ドル（1 万 6 千円～2 万 4 千円）分くらい。また先進国で唯一、国民皆保険制度のないアメリカだが、貧困者に対し無料で医療サービスを与えるメディケイドと云う制度がある。

それなら在米外国人が困窮した場合はどうするのか。
頼りになるのが民間非営利団体（NPO）だ。
NPO の運営するホームレス支援センターが全米各地にあり、
シェルターと呼ぶ宿泊施設で食事提供や雇用支援、医療サービスの提供もしている。
ここなら国籍を問わず受け入れてもらえる。

【論点】

在日外国人の生活保護利用率は、制度利用の全体として 3%台で推移している。日本は諸外国に比べ受給要件が緩く、また、財政が逼迫しているという現状もある。これに対する批判が、社会的な運動やインターネット上に於ける言論、一部国会議員の答弁に於いて起こっている。

　このような中、外国人に対する生活保護制度をより厳格にすべきか。それとも、このまま現行の通り利用すべきか。

≪資料レジュメ≫

【外国人タレント　フィフィ氏の在日外国人生活保護制度利用を巡る発言】

エジプト出身のタレント、フィフィさんがツイッターに投稿した生活保護に関する内容が注目を集めた。日本在住の外国人が生活保護を受給するのは「不自然」だと異を唱えたのだ。

これに一部の人がかみつき、さらに他のユーザーを巻き込んで議論はヒートアップした。

「恩恵を受けているなら、文句を言うな」

発端はフィフィさんが 2012 年 10 月 30 日、在日外国人と生活保護に関するまとめサイトのリンクをツイッターで紹介したことだ。この中には「年金保険料は全額免除に　生活保護の外国人」という見出しの広島県の中国新聞の記事も含まれている。フィフィさんは「国民に相談もなしに既に決めちゃったんですか」と皮肉っぽくつぶやいた。

このツイートに対して、在日コリアンを名乗る人物が「歴史的な背景を知らないのに語る資格はないアホ」と突っかかった。するとフィフィさんは

「在日外国人の 1 人として言わせていただきます。外国人が生活保護を受けること自体が不自然です。自国から拒否されてるわけで無いならなぜ愛する母国に帰らないのか？」

と反論。さらに「恩恵を受けているなら、文句を言うな。文句を言いながらおねだりすれば、それは"たかり"と言われても当然。プライドがあるなら自らを偽るな」と突き放した。

すると今度は別の人物が「参戦」する。「断片的な知識しかないあなたに在日外国人を語る資格がありません。何故朝鮮半島の人々が日本に居るのか？語るなら本気になって勉強しなさい」と命令口調だ。だがフィフィさんは「在日外国人とは表記しましたが、朝鮮半島云々とは一度も表記してませんよ？」と流す。生活保護が一部の外国人だけを対象としているわけではないから、フィフィさんも「意見をして当然では」と投げかける。さらに「外国人としてその国の人間と共生するとはどうあるべきかを考察している」と自説を強調した。

これに対して先の在日コリアンの人物は、フィフィさんに向けて「生まれ育ったのは日本で、帰る所なんてないんですが」「あなたが朝鮮と表記してなくても、あなたの言葉はレイシストに利用されて私達は迷惑しています」と返答。お互いが意見をぶつけ合うも、いまひとつかみ合わない様子だった。

(J-CAST ニュース 2012/11/ 2 18:33)

『生活保護、蔓延する「不正受給」は本当か　安田浩一ＶＳ．片山さつき、激論１２０分』
外国人の話で言うと、片山さんは生活保護は在日に対して甘すぎるというご主張ですよね。
【片山】
はい。外国人に支払われている生活保護費 1,200 億円のうち、3 分の 2 は朝鮮半島出身者向けです。韓国なんて１人当たりの名目ＧＤＰが 2 万ドルを超えているんだから、自国で面倒をみていただきたいですね。
【安田】
歴史的背景から在日コリアンの人数が多いのは当たり前だし、受給者としての面だけでなく、納税者としての側面も見ないとフェアじゃないと思いますが。
●生活保護叩きと在特会の共通点
【片山】
悪いけど、特別永住者の場合、そういうデータにはなっていません。地域にもよるけれど、国民健康保険料なんて３～４割近くの人が納めていない所がある。これ、ふつうじゃないですよ。
【安田】
それが事実だとすれば、それこそ在日の貧困を裏付けていると思いませんか。憲法２５条による生存権っていうのは……。
【片山】
それは外国人には当てはまりませんから。厚労省の局長通知という形で「人道上」の理由から出しているわけです。

(『週刊朝日』2012 年 07 月 20 日発売号 P122 より抜粋)

【生活保護を問う】外国人受給者　帰国せず、際限なき膨張
■人道的支給、重荷に
生活保護は生活困窮者に最低限度の生活を保障する“最後のセーフティーネット”。しかし、**膨大な保護費は国家財政を圧迫**しており、政府は働ける受給者に就労や自立を求めたり、不正受給への罰則を強化したりするなど、保護費抑制方針を打ち出している。そうした中で、**増加を続ける外国人受給者。専門家は「税金が外国人の生活保護費に回り、際限なく増えている現状は問題だ」と指摘する。**
◆年金額と逆転現象
外国人、特に全体の３分の２を占める韓国・朝鮮人の中には国民年金未加入者が少なくない。老後は生活保護に頼ることが多く、年金未加入の外国人は今後の受給予備軍だ。(中略)
２年前には中国・福建省出身の日本人の親族とされる中国人４８人が入国直後、大阪市に保護申請した問題もあった。石橋教授は**「来日後まもなく生活が苦しいからと保護を受けることに厳しい意見もある。入国管理行政をきっちりする必要がある」**と話している。

[産経新聞　2012 年 10 月 01 日　東京朝刊　社会面]

【『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権 A 規約)』からの指摘】

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約＝国際人権 A 規約」とは？

「国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、1966 年の第 21 回国連総会において採択され、1976 年に発効しました。日本は 1979 年に批准しました。なお、社会権規約を国際人権 A 規約、自由権規約を国際人権 B 規約と呼ぶこともあります。」

(参考：外務省 HP　国際人権規約から引用)

『第十一条』

1　この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする**相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要である**ことを認める。

2　この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

(a)　技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b)　食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること

『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』より抜粋

『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第１６条及び第１７条に基づく日本政府報告書についての日弁連報告』

「生活保護法は適用対象を日本国民に限定して解され、社会権規約の内外人平等達成義務は国家に課せられた政治的義務であって個人に対しこれに対応する具体的権利を賦与したものとまではいえないとする下級審判決がなされている（東地判１９９６年５月２９日判例時報１５７７号７６頁　東高判１９９７年４月２４日判例時報１６１１号５６頁他」(中略)

「上記判例は日本国籍の有無によって生活保護の適用を左右しようとするものである。厚生省の立場も基本的には同様であり、ただ永住及び定住の外国人に対しては恩恵的に生活保護を適用するというものである。**永住・定住外国人以外の外国人に対して生活保護の適用がなされないこと、また従前適用がなされておりながら適用されなくなったことは、規約第１１条、第１２条、第２条２に違反する**ものであり、速やかに是正されるべきである。」

平成 21(行ウ)8　生活保護申請却下処分に係る審査請求に対する裁決取消請求事件
平成 22 年 09 月 30 日　大分地方裁判所
原告側主張(一部判決文より引用)
(外国人に生活保護受給権があること)
憲法が保障する基本的人権は，性質上国民固有の権利と解されない限り，外国人に対しても保障されるところ，生存権が人の生存を支える極めて重要なものであるうえ，日本国に定住する外国人は，国民と同様に公租公課を納めており，永住者の資格を有する外国人は日本国の社会の構成員といえるし，このような外国人にも生存権の保障が及ぶと解すべきである。

被告(行政側)側主張(一部判決文より引用)
(外国人には生活保護受給権がないこと)
外国人について国民と同程度に憲法上の社会権を保障しないことが違憲となるとはいえず，憲法２５条の保障する生存権の趣旨に応えてされる立法措置の内容は，著しく合理性を欠くような場合などを除き，裁判所が審査判断するのに適しない。生活保護法は，保護の対象を「国民」と明記し外国人を権利主体としていないが，このことは生活保護制度が全額公費支出によっている等の事情に照らし，相応の合理性がある。(中略)　外国人が国民と比較して全く平等に取り扱われるべきとまでは憲法が要請しておらず，このように外国人に生活保護受給権を認めないことは，同法１４条に反しない。

裁判所判断要旨(一部抜粋)
本件申請が生活保護法所定の保護を求める趣旨の申請である以上，実体的に生活保護受給権が認められるかどうかは，同法における給付要件の有無の問題であって，本案で審理されるべきことがらであり，審査請求等の適法要件ないし行政訴訟たる抗告訴訟の訴訟要件である処分性の有無とは直接関係がないというべきである。(中略)
被告は，行政不服審査法３条にいう「行政庁の処分」は同法１条１項の文言に照らし，「国民の」権利義務又は法律上の地位に直接かつ具体的な影響を及ぼす公権力の行使に当たる行為に限定されるかのような主張をするが，簡易迅速な手続で権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保しようとする行政不服審査法の目的（１条１項）に照らせば，およそ外国人には同法の適用の余地はないと解すべき合理的な理由は見出し難い
(この訴訟に於いては、生活保護法の適用並びに行政法、行政不服審査法に於ける「処分性」の適用を外国人に対して認めるかの二点が争点となった。裁判所の判断としては、生活保護制度の適用は当制度の適用要件に沿って判断すべきであり、行政不服審査法の適用を日本国民に限定することに合理的理由は見出しがたいと判断した。)

外国人生活保護を厳格化

入国１年以内収入証明提出　一部で受給困難も

厚生労働省が「定住者」資格などを持つ外国人の生活保護申請の際、入国後一年たっていない場合は本人や身元保証人らの収入、資産を証明する資料を提出させるよう都道府県などを通じて自治体に通知していたことが二十三日、分かった。

行政負担の軽減を目指す法務省方針に沿った措置で、増え続ける外国人からの申請に悩む自治体の対応次第では受給が難しくなる恐れがある。

厚労省は「入国審査を厳正化した法務省方針を踏まえ、不正、不備を防ぐのが目的。在留資格取得の際、入国管理局に提出した資料を出してもらうだけ」としているが、受給世帯を抑制する狙いとみられる。

昨年、多数の中国人が入国直後に大阪市に申請した問題が発覚。入国審査の厳格化を求める同市からの要望を受け、法務省は今年六月、入国管理局に申請者や身元保証人らの経済状況を厳しく審査するよう通知した。

2011 年 09 月 24 日　東京新聞　朝刊　朝刊社会　25 頁

【外国人の生活保護制度利用を巡る裁判判例】

大分市が生活保護申請を却下したのは違法として、永住資格を持つ中国籍の女性（７９）が市を相手取り、却下取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決が１５日、福岡高裁であった。古賀寛裁判長は**「永住資格を持つ外国人は日本人と同様の待遇を受ける地位が法的に保護されている」**として、原告敗訴の１審・大分地裁判決を覆し、市の却下処分を取り消した。原告弁護団によると、永住外国人に生活保護を受ける法的根拠を示した判決は全国で初めて。**争点は生活保護法が外国人に適用されるかどうか**だった。同法１条では対象を国民に限定し、外国人には旧厚生省が１９５４年に出した「法を準用する」との通知に基づき、各自治体が判断している。

高裁判決は政府が８１年、「難民などに対し自国民と同一待遇を与える」とする国連難民条約への批准に伴う国会審議で、法が準用されているため国籍条項撤廃などの改正は必要ないとの見解を示した点を重視。この時点で、**国は外国人への生活保護について国際法上などでの法的義務を負ったと認定した。**

読売新聞 2011.11.16 東京朝刊 一面

≪参考文献一覧≫

・椋野 美智子、田中耕太郎(2013)『はじめての社会保障　第 10 版』有斐閣アルマ
・労働政策研究・研修機構(2011)『Business Labor Trend 特集在日外国人労働者の諸課題』
・駒村 康平(2007)「特集貧困と労働　ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護改革の動向」日本労働研究雑誌№563 号
・安田浩一(2010)『ルポ　差別と貧困の外国人労働者』光文社新書

≪参考 WEB ページ URL≫

・国立社会保障・人口問題研究所
・厚生労働省　生活保護制度
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html)
・法務省　【登録外国人統計統計表 2011 年度版】
(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)
・法務省「平成 23 年末現在における外国人登録者について(速報値)」
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00015.html)
・財務省　平成 24 年社会保障予算(生活保護・年金等)
(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia241022/01.pdf)
・日本弁護士連合会(http://www.nichibenren.or.jp/)

≪レジュメ作成に際し利用した WEB サービス≫

・The Sankei Archives
(http://webs.sankei.co.jp/search/edu/search.jsp)
・聞蔵Ⅱビジュアル　朝日新聞記事データベース
(http://database.asahi.com/library2/)
・中日新聞・東京新聞記事検索サービス
(http://ace.cnc.ne.jp/GU100)
・毎日新聞社のデータベース　毎索
(https://dbs.g-search.or.jp/WMAI/IPCU/WMAI_ipcu_menu.html)
・ヨミダス歴史館
(https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/)
・CiNii Books
(http://ci.nii.ac.jp/books/)

(参考資料)

【在日外国人労働者。在日外国人労働者の雇用・社会保障課題】

【外国人労働者届出状況のポイント　平成 24 年 10 月現在】

○外国人労働者数は 682,450 人で、前年同期比 3,796 人、0.6%の減少

○外国人労働者を雇用する事業所数は 119,731 か所で前年同期比 3,170 か所、2.7%の増加

○国籍別では、中国が最も多く 296,388 人（外国人労働者全体の 43.4%）。次いで、ブラジル 101,891 人（同 14.9%）、フィリピン 72,867 人（同 10.7%）の順

○在留資格別では、「専門的・技術的分野」の労働者が 124,259 人で、前年同期比 3,371 人、2.8%の増加。一方、定住者や日本人の配偶者を持つ人など「身分に基づく在留資格」は 308,689 人で、前年同期比 10,933 人、3.4%の減少

(参考) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ　平成 24 年 10 月現在版

図１　国籍別外国人労働者の割合

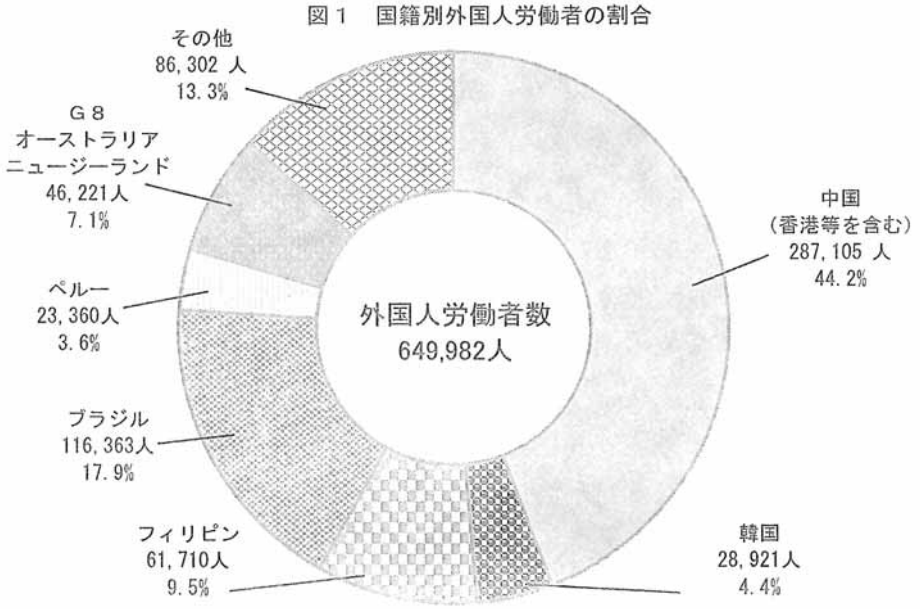

(参考)平成 22 年国籍別外国人労働者割合　独立行政法人労働政策研究・研修機構

図表２　我が国で就労する外国人のカテゴリー

我が国で就労する外国人労働者（総数　約56.2万人）の内訳

①就労目的で在留が認められる者　約10.0万人
（いわゆる「専門的・技術的分野」）
・その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。
・各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能。

②身分に基づき在留する者　約25.3万人
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
・これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③特定活動等　約11.2万人
（技能実習、ＥＰＡに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等に雇用される家事使用人、ワーキングホリデー等）
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
・技能実習生は、入国時は、雇用関係のない「研修」の在留資格で入国し、１年経過後に雇用関係のある技能実習（在留資格「特定活動」）に移行。（本年7月1日の改正入管法施行後に入国した者は、入国当初から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与される。）

④資格外活動（留学生のアルバイト等）　約9.7万人
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（留学生：1週28時間以内、就学生：1日4時間以内）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

資料出所：厚生労働省外国人雇用状況届出状況（平成２１年１０月末現在）

図表１　外国人労働者の受入れについて我が国の基本的考え方

1　出入国管理及び難民認定法上の仕組み

○　受け入れ範囲は「我が国の産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して決定。
（出入国管理及び難民認定法）

2　当面の基本的考え方

○（国際競争力強化の観点から）高度の専門的・技術的分野の外国人の、我が国での就業を積極的に促進。
（雇用対策法第4条）

○ 他方、単純労働者の受入れ等、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、労働市場の二重構造化が強まるおそれがあることに加え、労働条件等の改善を妨げ、ひいては、求人充足・人材確保を阻害。
（「雇用政策基本方針」平成20年2月厚生労働大臣告示）

○ 労働力人口の減少への対応については、まずは国内の『若者、女性、高齢者などの潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進』し、『国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。』ことが重要。
（「新成長戦略」平成22年6月閣議決定）

3　将来的な対応

第2章 我が国労働市場の現状と変化
⑤外国人労働者
・・・労働力人口の減少への対応として、外国人労働者の現行の受入れ範囲を拡大するという考え方もあるが、受入れ範囲の拡大は、国内の労働者との競合・代替が生じ、若者、女性、高齢者、障害者等の雇用機会の喪失を招くことに加え、労働条件等の改善を妨げるなど、労働市場に悪影響を与える懸念があり、十分慎重な対応が必要である。さらに、単に産業上の労働力ニーズの問題として議論するのではなく、医療・社会保障、教育、治安等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、幅広い見地から総合的に検討されるべきである。
（「雇用政策研究会報告」（平成22年7月））

【要旨】

・外国人労働者は高度の専門的・技術的分野の就業を積極的に促進。
・単純労働業の外国人雇用は市場の二重化を生じさせる可能性も在る。
・労働力人口への対応としては、若者や女性、高齢者の雇用をまずは行う方針。
・労働力人口の減少を外国人労働者で補う事は慎重な対応が必要である。

図表 12　外国人労働者の失業や高齢化により、社会保障や福祉制度においても負担が増加する可能性がある。

○地方自治体における外国人の定住・就労支援への取組に関する調査（JILPT　2010）

・外国人の生活・就労支援の問題点として、外国人集住都市の5割以上で「失業した外国人に対する生活保護費の増加」を指摘。
・外国人集住都市における外国人を対象とした施策の関連予算総額（19都市分の合計）は3年間で2.8倍、3億9400万円増加（平成20年度→平成22年度）。

【図1】 外国人生活保護被保護世帯数の推移

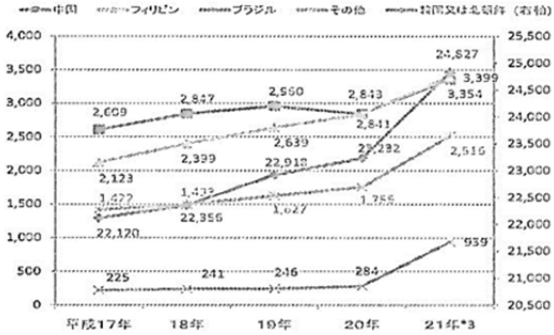

【図2】 生活保護被保護世帯数の推移

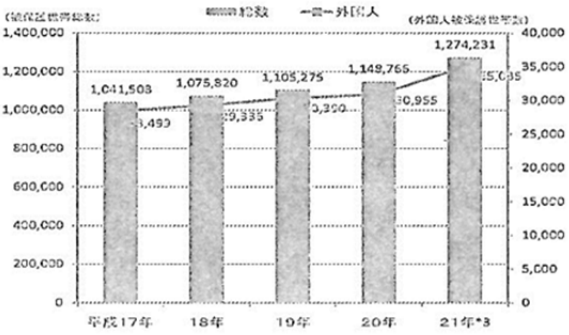

資料出所：【図１】被保護者全国一斉調査（基礎調査）（注）＊１．各年７月１日現在、＊２．世帯主が日本国籍を有しない世帯数、＊３．２１年については速報値
【図２】福祉行政報告例※外国人被保護世帯数については、被保護者全国一斉調査（基礎調査）

外国人居住者数の推移は増加地域と減少地域に分かれるが、外国人集住都市の８割では減少。

図表２　外国人の生活・就労に関する出来事

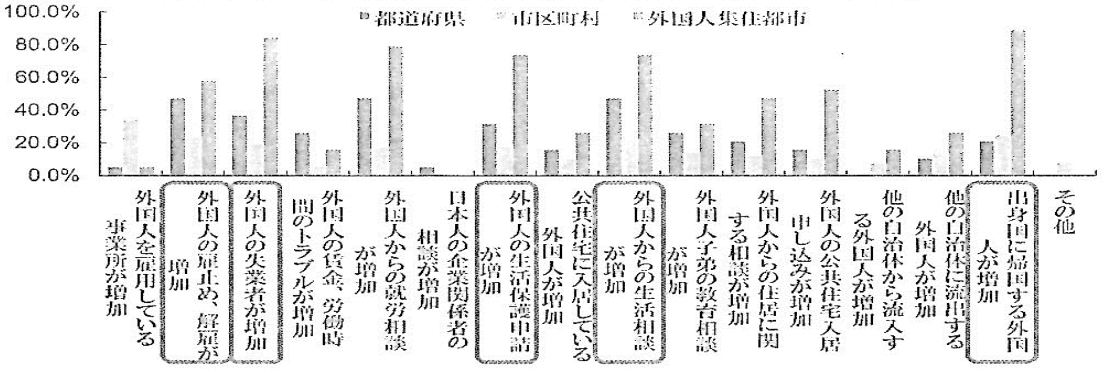

都道府県、市区町村全体ともに「雇止め、解雇」が増加。その他都道府県は「就労相談」、「生活相談」などが増加。市区町村全体は「外国人を雇用している事業所が増加」が３割以上。外国人集住都市では「帰国する外国人が増加」、「外国人の失業者が増えた。」などの回答が多い。

図表３　外国人の生活・就労支援への対応の緊急度

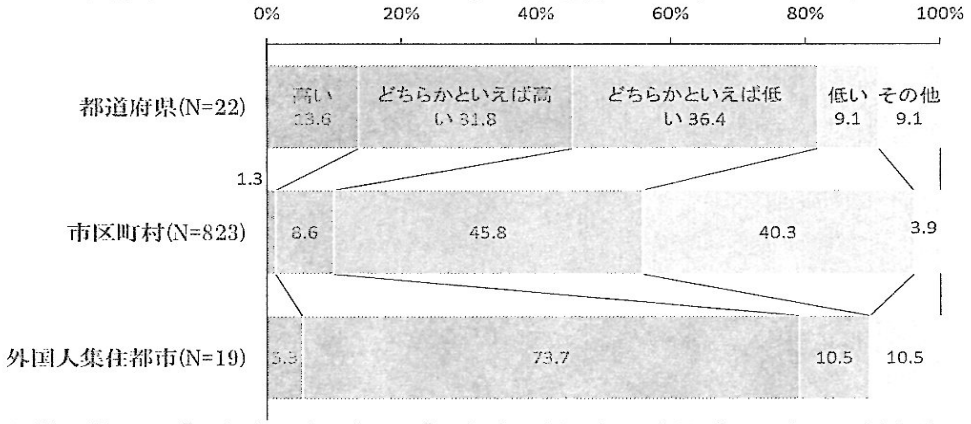

都道府県では「緊急度が高い」と「緊急度が低い」が半数ずつ。市区町村全体の８割以上で「緊急度が低い」、外国人集住都市では８割が「緊急度が高い」。

図表８　求職経路と職種

	派遣	直雇	パート	社員	自営
アルゼンチンからの友人	51.4	44.6	0.6	2.3	1.1
デカセギする家族・親族	63.8	29.2	0.0	3.2	3.8
日本で知り合ったアルゼンチン人	69.6	21.7	4.3	4.3	0.0
他の外国人	57.1	33.3	0.0	4.8	4.8
日本人・日本の親族	7.5	49.3	3.0	17.9	22.4

資料出所：稲葉奈々子・樋口直人，2010,『日系人労働者は非正規就労からいかにして脱出できるのか――その条件と帰結に関する研究』

図表６　滞日期間と求職

	派遣	直雇	パート	社員	自営
1年未満	68.0	27.9	0.8	2.8	0.5
1～4年	54.9	34.5	1.1	5.1	4.4
5～9年	58.6	26.3	1.5	7.5	6.0
10年～	51.0	32.9	0.7	7.0	8.4

資料出所：稲葉奈々子・樋口直人，2010,『日系人労働者は非正規就労からいかにして脱出できるのか――その条件と帰結に関する研究』

在日外国人労働者の滞在年月とそれに於ける就業形態、日本語能力からみる就業形態
→滞在年月が長くとも、正社員に就ける割合は少なく、日本語能力も雇用形態が安定的な正社員には高いものが求められる。

【事業者に対するアンケート調査】
→約８割の事業者が、外国人の採用(雇用)には、業務に必要な日本語能力を求めている

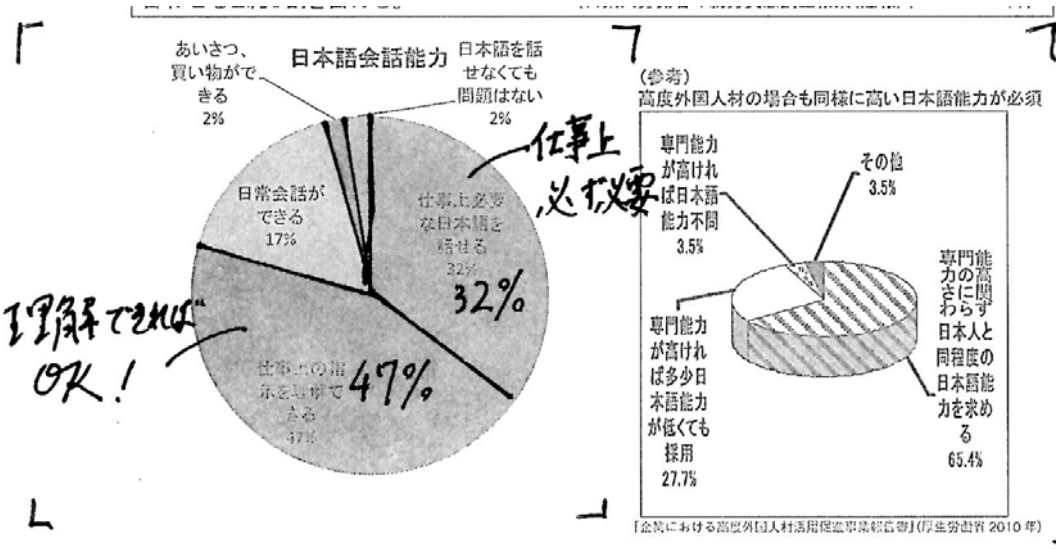

参考：労働政策研究・研修機構(2011)『Business Labor Trend 2011-2 月号』より抜粋

「直雇＝直接雇用」解説
就業先企業と直接雇用契約を結ぶこと。仲介業者を通した派遣業を間接雇用といい、これに対する言葉。アルバイト、パート、契約社員、正社員が直接雇用の就労形態に該当する。(上記表では正社員とパート、直接雇用(直雇)を別カテゴリーに入れていることから、それ以外の就業形態を指していると思われる。)